

(公印省略)
(住)
令和3年7月30日

(公社) 全日本不動産協会群馬県本部 本部長 様
(一社) 群馬県住宅協会 会長 様
(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様
(一社) 群馬県木造住宅産業協会 会長 様
群馬県住宅供給公社 理事長 様

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部住宅政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年7月29日（木）に開催しました、第52回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（8月2日（月）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報、連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回（7月19日（月）以降）要請からの変更点－

(1) ガイドライン警戒度の変更
警戒度「3」：35市町村

(2) 外出・県外移動について

- ・3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への不要不急の外出は自粛。
- ・高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、不要不急の外出は自粛。
- ・国の緊急事態措置及びまん延防止重点措置の対象都府県への不要不急の往来を極力控える。
（8月2日から：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県）
- ・直近1週間の感染者数が人口10万人当たり10人以上の都道府県（関東地方では5人以上の都県）への移動は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にする。

（8月2日から：北海道、福島県、茨城県、栃木県、石川県、山梨県、福井県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、福岡県、熊本県）

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（8月2日（月）以降）』を御確認ください。

担 当：住宅政策課 岡田
T E L：027-226-3717
F A X：027-221-4171
e-Mail：o-k@pref.gunma.lg.jp